

国立大学法人岡山大学の職員の職務発明等に対する補償金支払要項

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学職務発明等取扱規程(平成16年岡大規程第17号。以下「規程」という。)第12条の規定に基づき、発明者に対する補償金の支払いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要項において使用する用語は、規程第2条で規定する定義によるものとする。

(出願補償金)

第3条 国立大学法人岡山大学(以下「法人」という。)は、法人が職務発明にかかる特許を受ける権利を発明者から承継して特許出願をしたときは、当該発明者に対し別表1に定める出願補償金を支払うものとする。

2 法人は、法人が職務発明にかかる特許を受ける権利を承継して外国に特許出願をしたときは、当該発明者に対し前項の特許出願と同額の出願補償金を支払うものとする。ただし、出願国が複数であっても1出願として取り扱うものとする。

(登録補償金)

第4条 法人は、職務発明にかかる特許権の登録がされた場合には、当該発明者に対し別表2に定める登録補償金を支払うものとする。

2 法人は、職務発明にかかる外国特許権の登録がされた場合には、当該発明者に対し前項の特許権と同額の登録補償金を支払うものとする。ただし、登録国が複数であっても1権利として取り扱うものとする。

(実施補償金)

第5条 法人は、職務発明にかかる特許を受ける権利若しくは特許権を承継し、特許を受ける権利若しくは特許権の運用又は処分により収入を得た場合には、当該発明者に対し別表3に定める実施補償金を支払うものとする。

2 実施補償金の配分は、収入より特許出願及び特許権の維持・管理、技術移転等に要した諸費用を除いた収益を充てるものとする。

3 第1項に規定する収入は、毎年1月1日から12月31日の間に得た収入とする。

4 実施補償金の支払期間は、特許権が消滅した日又は契約期間が満了した日のいずれか早い日をもって終了する。

(共同発明者に対する補償)

第6条 第3条から第5条の規定において、当該補償金の支払を受ける権利を有する発明者が2名以上であるときは、補償金は各自の承継前の持分に応じて支払うものとする。

(共有権利の取扱い)

第7条 特許を受ける権利及び特許権が法人と第三者の共有になる場合において、法人の職務発明者に支払う出願及び登録補償金の額は、別表1及び別表2に規定する補償金の額に法人の持分を乗じた額とする。

(補償金請求権の承継人又は転退職者に対する補償)

第8条 第3条から第6条の規定は、発明者の有する当該補償金の支払を受ける権利を承継した相続人から補償金の支払の請求があった場合及び転退職した発明者から補償金の支払の請求があった場合に準用する。

(考案への準用)

第9条 この要項は、考案に準用する。

(意匠の創作への準用)

第10条 この要項は、意匠に準用する。

(回路配置への準用)

第11条 この要項は、回路配置に準用する。

(品種の育成への準用)

第12条 この要項は、品種に準用する。

(著作物等への準用)

第13条 この要項は、プログラム及びデータベースの著作物並びにノウハウに準用する。

(出願変更されたときの登録補償金)

第14条 出願中に特許出願が実用新案登録出願又は意匠登録出願に変更されたとき、及び実用新案登録出願又は意匠登録出願が特許出願に変更されたときは、登録補償金は出願変更後の登録された特許権、実用新案権又は意匠権に対して支払うものとする。

(改廃)

第15条 この要項は、規程第15条で規定する発明審査委員会の審議を経て改廃するものとする。

(その他)

第16条 この要項に定めるもののほか、この要項の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日以前に発生した登録補償金及び実施補償金については、文部科学省職員の職務発明等に対する補償金支払要領(平成15年1月29日付け14文科振第718号文部科学大臣決定)によるものとする。

別表1 出願補償金

発 明	1 出願	3,000 円
考 案	1 出願	1,000 円
意 匠	1 出願	1,000 円
品 種	1 出願	1,000 円

別表2 登録補償金

特 許 権	1 権利	9,000 円
実用新案権	1 権利	3,000 円
意 匠 権	1 権利	3,000 円
育 成 権	1 権利	3,000 円
回路配置利用権	1 権利	3,000 円

別表3 実施補償金

収 益	発 明 者 へ の 配 分
200 万円未満	収益 × 100 分の 60
200 万円 ~ 500 万円未満	(収益 - 200 万円) × 100 分の 50 + 120 万円
500 万円 ~ 1,000 万円未満	(収益 - 500 万円) × 100 分の 40 + 270 万円
1,000 万円 ~ 1 億円未満	(収益 - 1,000 万円) × 100 分の 30 + 470 万円
1 億円以上	(収益 - 1 億円) × 100 分の 10 + 3,170 万円

* 収益とは、第 5 条第 2 項に定めるものをいう。